

一宮市消防団応援事業所表示証取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一宮市消防団応援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めがあるもののほか、要綱第4条に規定する、一宮市消防団応援事業所表示証（以下「表示証」という。）に関して、必要な事項を定める。

(表示証)

第2条 表示証（別記様式第1号）は、一宮市消防団応援事業所（以下「消防団応援事業所」という。）として認定した事業所等に交付する。

(掲出)

第3条 表示証の交付を受けた消防団応援事業所は、事業所内の見やすい場所に表示証を掲出することができる。

(忘失等の届け出)

第4条 消防団応援事業所は、表示証を忘失または損傷したときは、表示証忘失・破損報告書（別記様式第2号）により市長まで報告し、再交付を受けることができる。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

いつもありがとう



わが街を
わが手で守る

消防団を応援する店

当事業所は一宮市消防団の活動を応援します。

みほん
消防団応援事業所利用証

消防団応援事業所利用証の提示をお願いします。
詳しい内容はホームページでご確認ください。

一宮市消防団 検索

右のQRコードからもアクセスできます。



QR
コード

一宮市消防団応援事業所



いちのみやし
一宮市
ICHINOMIYA CITY

大きさ 縦130mm 横100mm

別記様式第2号(第4条関係)

一宮市消防団応援事業所表示忘失・破損報告書

年 月 日提出

一宮市長 へ

店舗・事業所名称

代表者氏名

登録番号 一宮市消防団応援事業所

号

表示証を忘失・破損しましたので再交付を希望します。